

アドバンスパソコンスクール概要書面

アドバンスパソコンスクール入会申込前に必ず以下の内容をご確認下さい。
この概要書面は、アドバンスパソコンスクールへご入会頂く際の参考となるように大切な情報をまとめたものです。必ずご覧下さい。

○教室運営会社

社名 株式会社エニシング
住所 神奈川県相模原市南区相模大野5-27-18
電話番号 042-705-5933 (代表)
代表者氏名 小林 雄介

○提供される役務について

役務の種類 パソコン操作に関する知識及び技術の教授
役務提供の形態又は方法 受講者の要求に応じ指導時間内に実施する少人数指導
役務提供時間 受講者の事前予約により1回30分(1か月4回まで)
関連商品 アドバンスパソコンスクールは受講者に対して必要となる関連商品を販売する場合、価格・数量等を明らかにする

○代金・役務の対価

アドバンスパソコンスクールは受講者に対して、アドバンスパソコンスクールの定めるカリキュラム、コースの中から受講者が選択した内容の役務を提供する。受講者は、入会金、コース料金、授業料金その他契約書に記載された金額をアドバンスパソコンスクールが定める方法により、アドバンスパソコンスクールの指定する期日までに支払う。

○支払時期・方法

クレジットカード契約により支払う。

○役務の提供時間

1か月毎の自動更新とし、受講者の退会または会員資格の喪失までとする。

○クーリング・オフ

- 1 役務提供期間が2カ月を超え、かつ、総支払額が5万円を超える場合、登録希望者及び利用者は、契約書面を受領した日から起算して8日間は書面によって契約を解除することができる。
- 2 登録希望者及び利用者が甲に対して、不実の告知によって誤認させ、または威迫によって困惑させたことによって、登録希望者及び利用者によるクーリング・オフが行使されなかった場合には、登録希望者及び利用者は、改めてクーリング・オフ妨害の解消のための書面を受領して8日間経過するまでは、本契約のクーリング・オフができる。
- 3 第1項および前項に規定する本契約の解除がされた場合であって、アドバンスが登録希望者及び利用者に対して関連商品の販売またはその代理もしくは媒介を行っていたときは、登録希望者及び利用者は、その関連商品に関する販売契約についても解除することができる。
- 4 第1項および前項に規定する契約の解除は、登録希望者及び利用者が本契約を解除する旨を記載した書面を発信したときより効力を生じる。
- 5 第1項および第3項に規定する契約の解除については、手数料は不要とし、登録希望者及び利用者は損害賠償または違約金の支払いを請求されることはない。登録希望者及び利用者は、既に引き渡しを受けた関連商品の返還に要する費用、提供を受けた役務の対価その他の金銭の支払い義務はない。

○中途解約権

- 1 中途解約については、役務提供期間が2カ月を超え、かつ、総支払額が5万円を超える場合、登録希望者及び利用者は、本契約書面を受領した日から起算して8日を経過した後においても、次項に定める費用を負担して、将来に向かって契約を解約することができます。アドバンスは、次項に定める以外の費用を請求いたしません。なお、登録希望者及び利用者が解約を行うにあたっては、書面により申し出るものとし、アドバンスが当該書面を受領した日を解約日とします。
- 2 登録希望者及び利用者は、アドバンスに対して、役務提供開始前の解約においては、1万5千円を支払います。また、役務提供開始後の解約においては、提供された役務の価格と、5万円または契約残額の20%のいずれか低い額との合計を支払います。
「提供された役務の価格」＝（コース料金を含む、月会費、諸費用）
- 3 返還は、原則として、指定の銀行口座に振り込む方法により行います。この場合、振込手数料は登録希望者及び利用者の負担とし、書面に振込先の銀行名、口座

番号等をご記載いただきます。

○割賦販売に関する抗弁権

割賦販売は取り扱わないものとする。

○前受金

前受金の保全措置はとらないものとする。

○特約

特約はないものとする。